

○松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱

令和4年5月31日告示第250号

松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家の有効活用及び流通の促進による地域活性化を図るため、空家又は空地の売買又は賃貸に要する経費に対し、まちなか空家流通促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 飯南、飯高及び嬉野（宇気郷及び中郷地区に限る。）管内のことをいう。
- (2) 空家 個人が居住又は事業を目的として建築し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等（近く同項に規定する空家等となる予定のものを含む。）であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 建築物の用途が共同住宅又は長屋であるもの
 - イ 法第2条第2項に規定する特定空家等又は法第13条第1項に規定する管理不全空家等
- (3) 空地 松阪市不良空家等除却促進補助金又は松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金を利用して空家を除却した後の土地で、現に使用されていないものをいう。
- (4) 所有者 空家又は空地に係る所有権その他の権利により、当該空家又は空地の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) まちなか空家利活用促進制度 松阪市まちなか空家利活用促進制度実施要綱（令和2年松阪市告示第338－2号。以下「実施要綱」という。）の定めるところにより、中山間地域を除く市内に存する空家又は空地の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みにより、空家又は空地に関する情報を登録し、空家又は空地の利用希望者に対して市が情報を提供する仕組みをいう。
- (6) 登録所有者 空家若しくは空地の売却又は賃貸を希望する所有者で、実施要綱第4条第6項に規定する登録完了の通知を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、登録所有者とする。ただし、市税を滞納している者は対象としない。

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象は、まちなか空家利活用促進制度に登録された空家又は

空地とする。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助額）

第5条 補助対象事業、補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）及び補助額（1,000円未満は、これを切り捨てた額。）は、次の表のとおりとする。ただし、当該補助額の合計額については、30万円を上限とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
不動産登記等	補助対象の空家又は空地の敷地境界確定、所有権保存登記及び相続に伴う所有権移転登記、成約に伴う所有権移転登記等に係る費用として土地家屋調査士、司法書士等に依頼して支払った費用（ただし、登録免許税額は除く。）	補助対象経費の2分の1
取引仲介手数料	補助対象の空家又は空地の成約に伴い、仲介業者に支払った手数料	補助対象経費の2分の1
家財整理処分	補助対象の空家の成約に伴い、屋内にある遺品等の家財の整理及び搬出に要する事業者に支払う経費	補助対象経費の2分の1

（補助金交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする登録所有者（以下「交付申請者」という。）は、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施に係る契約書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請の受付期間は、補助対象の空家又は空地が成約した日から起算して1年間とする。

3 申請の受付は、先着順とし、予算の額に達した場合は受付を終了する。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第7条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ松阪市まちなか空家流通促進補助金変更承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当と認めたときは松阪市まちなか空家流通促進補助金変更決定通知書（様式第4

号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、第6条又は第7条の申請を取り下げようとする場合は、松阪市まちなか空家流通促進補助金取下申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付申請者は、補助対象事業が完了した後、松阪市まちなか空家流通促進補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費が確認できる請求書の写し
- (2) 前号の請求書について支払ったことが確認できる領収書又は銀行振込の写し
- (3) 補助対象事業ごとに次の表に定める書類の写し

補助対象事業	書類
不動産登記等	・遺産分割協議書(協議が行われた場合) ・名義変更後の登記事項証明書 ・境界確認書(確認が行われた場合)
取引仲介手数料	登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書
家財整理処分	家財整理、搬出後の室内写真

- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、第6条第4項の規定による交付決定日の属する会計年度の3月20日(当該日が松阪市の休日を定める条例(平成17年松阪市条例第2号)に定める休日である場合は、その日以後において最も近い休日でない日。)までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告が提出されたときは、これを審査し、必要があると認める場合には現場を検査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の額を確定し、松阪市まちなか空家流通促進補助金確定通知書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付申請者は、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に松阪市まちなか空家流通促進補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付申請者に補助金を交付するものとする。

(終期等)

第13条 この要綱に基づく補助金の交付の終期は、特別な事情がない限り令和10年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、補助金の交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成されたと認めた場合は、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(書類の整理等)

第14条 この補助金を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第207号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第130号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以降の補助金の申請から適用し、この告示の施行の日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

松阪市まちなか空家流通促進補助金交付申請書

まちなか空家利活用促進制度に登録された空家について、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 5 条に規定する補助対象事業を実施したため、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、松阪市税を滞納していないことを確認するため、納付状況を調査することについて、承諾します。

記

空家等の所在地	松阪市		
補助対象事業 （該当事業に○を記載してください）		不動産登記等	
		取引仲介手数料	
		家財整理処分	
補助対象事業に要する費用	円		
補助金交付申請額	円		
期間	開始	年	月 日
	完了	年	月 日

添付書類

- (1) 事業実施に係る契約書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条第 4 項関係）

第 年 月 号
日

様

松阪市長

印

松阪市まちなか空家流通促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松阪市まちなか空家流通促進補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1. 空家等の所在地 松阪市
- 2. 交付決定額 金 円

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市まちなか空家流通促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号により松阪市まちなか空家流通促進補助金交付決定の通知を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

空家等の所在地	松阪市
変更後の 補助金交付申請額	円
変更の内容	
変更の理由	

添付書類

- (1) 変更後の内容、金額が確認できる契約書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条第 2 項関係）

第 年 月 号
日

様

松阪市長

印

松阪市まちなか空家流通促進補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松阪市まちなか空家流通促進補助金変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1. 空家等の所在地 松阪市
- 2. 変更承認内容

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市まちなか空家流通促進補助金取下申出書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のありました松阪市まちなか空家流通促進補助金について、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり取り下げます。

記

空家等の所在地	松阪市
取下理由	

様式第 6 号（第 9 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市まちなか空家流通促進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により松阪市まちなか空家流通促進補助金交付決定の通知を受けた補助対象事業が全て完了したので、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

空家等の所在地	松阪市
完了年月日	年 月 日
期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
補助金の交付決定額	金 円

添付書類

- (1) 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写し
- (2) 前号の請求書について支払ったことが確認できる領収書又は銀行振込の写し
- (3) 補助対象事業ごとに定められた書類の写し
 - 不動産登記等
 - ・遺産分割協議書（協議が行われた場合）
 - ・名義変更後の登記事項証明書
 - ・境界確認書（確認が行われた場合）
 - 取引仲介手数料 登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書
 - 家財整理処分 家財整理、搬出後の室内写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 10 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様
松阪市長 印

松阪市まちなか空家流通促進補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました松阪市まちなか空家流通促進補助金実績報告書を審査したところ、補助金の交付が適当と認められるので、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1. 空家等の所在地 松阪市
- 2. 補助金確定額 金 円

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市まちなか空家流通促進補助金交付請求書

年 月 日付け第 号により確定通知を受けた松阪市まちな
か空家流通促進補助金について、松阪市まちなか空家流通促進補助金交付要綱第 11 条の規
定に基づき、下記のとおり請求します。

記

空家等の所在地		松阪市
請求金額		金 円
振 込 口 座	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 ()
	支店名	本店 支店 出張所
	預金種別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口 座 名	

※留意事項
補助金振込先の口座名は、補助金申請者と同一のものに限る。